

求められる審査のために、 審査官に期待すること

九州大学大学院法学研究院教授
熊谷 健一

1. はじめに

大学に「出向」してから、早や11年の歳月が過ぎ、非公務員型の独法化機関の一員となってから1年が経過したこともあり、特許庁とは、「物理的」にも「精神的」にも離れた存在となりつつありますが、今でも特許庁との関わりはいろいろとあるので、特許庁の動向には、「並々ならぬ」関心を持っているひとりでもあります。

今回の特集である「今求められる審査とは 審査の質とスピード」は、大きな命題のひとつであることは、衆目の一致するところでしょうし、「古くて新しい」大命題であり、その解を求めることは容易ではないこともまた衆目の一致するところだと思います。

ですから、私のような「放浪人」が「今求められる審査とは 審査の質とスピード」について軽々しく論ずることは、畏れ多いことであり、かつ、非常に困難であることは充分自覚しているつもりですが、かつて庁に身を置いていた者のひとりとして、また、未だに庁との関わりを持つ者のひとりとして、思うところは少なくないことも事実ですので、「審査官に期待すること」を、社会情勢の変化と審査官への期待、庁の施策と審査官への期待、研修のあり方と審査官への期待の観点から、雑多に述べさせて戴きたいと思います。

2. 社会情勢の変化と審査官への期待

専門家のあり方

特許庁を取り巻く社会情勢の変化には、目を見張るものがあることは、今更、私が申し上げるまでもないことだと思います。1980年代に、米国がプロパテント政策を国家戦略として位置付けて以来、わが国においても特

許制度をはじめとする知的財産制度の重要性は高まり、社会的関心も飛躍的に高まっており、特許制度が「市民権」を得たことは紛れもない事実です。

私が、入庁した1980年当時は、「特許」からイメージされることといえば、一般的には、「エジソン」か「早口言葉」くらいであり、マスコミへの露出度もきわめて低く、話題になるとしても、「特許庁は、どの省庁の外局であるか」ということがTVのクイズ番組の問題となるくらいといっても過言ではないと思います。

その意味では、特許制度は、とても「地味」な存在であり、今日の状況は、まさに隔世の感があり、このような時代が到来しようとは、(単に私の認識不足であっただけであるかもしれませんが、)夢にも思われませんでした。しかし、時代が変わり、特許制度の重要性が更に高まったとしても、審査官に期待されることは、根本的には変わりがなく、「専門家」、換言すれば、「専門行政官」としての役割を果たすことに尽きると思います。それでは、「専門家のあり方」とは何でしょうか？

私自身、特許庁に身を置いていた頃から、「専門家のあり方」(専門家としての審査官のあり方)については、いろいろと考えることが少なくありませんでした。大学に身を置くことになってからも、「専門家のあり方」についてしばしば考えています。大学に身を置く者のミッション(使命?)は、「教育」と「研究」とされており、最近では、「社会貢献」も加えられるようになりましたが、そのすべてに求められているのは、専門家としての「知見」であると思います。専門家である以上、自らの専門領域に関する「知見」を有すること(「知見」を有するために日々努力、研鑽すること)は、至極当然のことでしょうし、専門家に求められていることは、単に自

らの専門領域に関する「知見」を有するのみならず、「知見」を有効に活用し、「知見」に基づく見解を「客観的」に示すことではないかと思えます。

大学に身を置く者として有難いことは、(最近は、やや状況は変わりつつありますが、)目先の利益にあまりとらわれず、自らの「名」と「責任」において、「大局的な」観点で物事を考え、行動できることではないかと思っていますが、このことは、そのまま審査官にも当てはまるのではないかと思えますし、審査官に対し期待されることではないかと思えます。

九州大学法学部は、私のような「門外漢」を躊躇なく採用し、「放し飼ひ(?)」にして戴いている懐の非常に広い組織ですが、私以外にも、官庁からの出向者が在籍しています。そのひとりに厚生労働省からの出向者がいました。彼は、厚生労働省の採用担当を3年間務め、人間的にも魅力のある多くの学生を厚生労働省に「引き摺り込んだ」霞ヶ関の「有名人」(経済産業省の採用担当談)ですが、彼と杯を傾けつつ、いろいろな話をしている意気投合したことがあります。彼自身、人間的に魅力があるだけでなく、学生に対する講義や自らの研究に対する真摯な姿勢についても学ぶところが多かったのですが、彼曰く、専門家(行政官)に求められることは、「説明」、「納得」、「感動」であり、十分な「説明」を行う能力、「説明」を通じ、相手が(強制的ではなく、自発的に)「納得」をする能力、相手に「感動」を与える能力とのことですが、個人的にも全く同感でした。

このことは、審査官に対しても求められることではないでしょうか?ただ単に、「説明」(起案・面接)を行うだけでなく、相手(出願人・利害関係人)が「納得」をするような説明を行うとともに、相手に「感動」を与えるためには、結果のみならず、プロセス、論理構成の「客観性」が求められ、そのために、常に「意識改革」をし、「自己啓発」を行うこと(具体的なことについては、後述したいと思います)が必要ではないかと思えます。

その意味において、求められる審査(審査の質とスピード)とは、必ずしもすべての案件において同等ではないと思えますが、共通していることは、単なる(物理的な)迅速性ではないと思えます。迅速性は、あくまでも審査の質のファクターのひとつとして位置付けられるものであり、審査官としては、「審査の迅速性とは何

か」を、常に自問自答することが求められているかと思えます。

3. 特許庁の施策と審査官への期待

施策の理念の浸透、長期ビジョンの策定の必要性

知的財産推進計画における知的財産の保護の強化の一環として、「特許審査の迅速化」、「出願人のニーズに応じた柔軟な審査の推進」が掲げられています。そして、具体的な期限を明示したうえで、施策の実施(目標の達成)が求められていることは、画期的なことであると思えます。一方で、それを達成する行政庁の立場は、厳しいものであり、苦心も相当なものであると思えます。特許庁においても、制度改正や運用の改善のみならず、審査官の大幅増員等の施策も講じられていますが、厳しい状況下にあるにもかかわらず、既にある程度の成果を挙げており、今後更なる成果が期待されるものも少なくないと思えます。しかし、一方において、庁外の「放浪者」から見てやや気になることがあることも事実です。それは、現在、特許庁が実施し、また、これから実施しようとしている各種の施策の理念が庁内外に十分に浸透しているのかということと特許庁としての長期ビジョンが存在しているかということです。

今回のテーマは、「審査官への期待」ですので、庁内に限って考えることとしたいと思えますが、施策は、あくまで「手段」であり、施策を的確に実施するためには、施策の内容のみならず、施策の理念が庁内に十分に浸透していることが不可欠であることは、言うまでもないことかと思えます。そのためには、ひとりひとりの審査官が各種の施策の理念を十分に理解すべく、常に、「意識改革」をし、「自己啓発」を行うことも必要であると思えますが、審査官への具体的かつ明確なメッセージを常に発信することも必要ではないかと思えます。施策の理念については、組織的には、いろいろな形で審査官に伝達(説明)されているのででしょうが、重要なことは、十分な説明がなされ、施策の理念を含め、施策の実施を審査官が納得し、やや言葉は不適切かもしれませんが、感動(達成感)を共有することが必要かと思えます。

「去る者日々に疎し」であり、現在の審査部の状況を完全に把握しているというわけではありませんが、垣間見させて戴く限り、審査部には、いい意味での「余裕」

がなく、審査に追われている感も否めません。失礼な言い方かもしれませんが、審査官が単なる「審査マシン」とならないことを心から期待しています。具体的な期限が明示され、一定の目標を達成することが求められている以上、目標を達成するためには、選択肢が限られていることも事実でしょうが、達成目標の「数値」のみが独り歩きをしてしまうと、施策の理念とかけ離れた結果になってしまう危惧も生じるのではないのでしょうか？その意味からも、施策の理念の浸透が求められると思います。

もうひとつは、特許庁の（具体的な）長期ビジョンの必要性です。審査官に求められることとしては、審査官としてのビジョンを持つことでしょうか？現在、既に実施され、今後実施が予定されている種々の施策が、長期ビジョンのもとで、如何に位置付けられ、今後如何に展開されるものであるかを明確にすることは、施策を単なる「手段」としないためにも必要ではないかと思えます。審査官が審査官としてのビジョンを持つためにも、長期ビジョンの策定は不可欠でしょう。特許庁の長期ビジョンが審査官に十分に浸透し、施策が単なる「手段」にならないことを心から祈りたいと思っています。

4. 研修のあり方と審査官への期待

知的財産推進計画においても、知的財産に関する人材の育成の重要性が指摘されていますが、特許庁における人材の育成も重要な命題のひとつであると思えます。

特許庁を取り巻く情勢の変化や任期付審査官の採用等に対応すべく、庁内の研修制度も一層充実しているようですが、重要なことは、庁内の研修制度は、審査官になるための（審査官としての）「必要条件」ではあるものの、「十分条件」ではないということではないかと思えます。

審査官としての素養を高めるためには、庁内の研修制度のみでは、決して充分でなく、審査官ひとりひとりが常に自己啓発を行うことが必要かと思えます。そのためには、審査に直接関係することについての知見を深めることが必要であることはいままでもないことですが、審査に直接関係しないことについても、常に関心を持ち、知見を得ることが必要かと思えます。

私事で恐縮ですが、私の指導審査官のひとりが大変な

読書家であり、昼休みや業務終了後に種々の本を読まれていたことに啓発され、私自身も、具体的な目的もなく、種々の本の乱読？をする習慣を身に付けることができたことは、その後の審査業務のみならず、大学教員としても有益でした。今でも移動時間や休日には、気分転換も兼ねて、乱読をしています。審査官には、専門分野に関する知見を有することだけでなく、一般教養（常識）を含めた幅広い知見を有することが期待されていると思いますし、一般教養（常識）を含めた幅広い知見を有することが質の高い審査を行うことにも繋がるものと確信しています。

また、私自身、審査官コース研修や審判官コース研修の講師をさせて戴いていますが、その経験を通じて、少し気になっていることがありますので、敢えて指摘させて戴きたいと思えます。

ひとつは、受け身（消極的な姿勢）で受講している受講生が少なからず存在していることです。研修は、審査官（審判官）になるために受けざるを得ないものであり、自ら希望して受けていないものであることも事実かと思えます。そのこと自体を否定するつもりは毛頭ありませんし、綺麗事を申し上げるつもりもありませんが、研修は、多くのことを学ぶことができるいい機会であるだけでなく、審査実務を離れて、審査のあり方等の種々のことについて考えるいい機会でもあると思えますので、少しでも能動的（積極的）な姿勢で研修に臨んで戴ければと思います。

学生時代は、「お金を払って、時間を買っている」（授業料を払って、学生としての時間を買っている）のに対し、社会人は、「時間を売って、お金を貰っている」（労働の対価として、給与を得ている）ことになるのでしょいうが、研修期間中は、「時間を貰って、お金も貰っている」（学生気分？で、給与も貰える）のですから、こんなにいいことはないですね。

もうひとつは、研修の試験の答案のうち、論理的でない答案が散見されることです。研修の効果を試験で確認する以上、研修の効果は、答案の内容によって確認せざるを得ませんが、答案を拝見させて戴くと、結果として、相当の「差」が存在することを認めざるを得ません。ワープロ、パソコン全盛時代に、手書きで答案を書かなければならないという「ハンディキャップ」を考慮したとしても、いろいろと思うところがあります。

個人的には、各受講生の「理解度」の「差」はあまり

ないと思う（思いたい？）のですが、自分が理解していることを答案として表現する段階で「差」が生じている（自分が理解していることを十分に表現できていない）のではないかと考えています。研修に望む姿勢とも共通するのかもしれませんが、解答を求められていることを簡潔かつ必要十分に表現するためには、如何にすべきか考えて戴きたいと思います（研修では、自分で時間と問題を設定して、解答してみることをお勧めしています）。自分が理解していることを答案で的確に表現することは、拒絶理由（拒絶査定）を通じて、審査官の考えを出願人に的確に伝えることに通じるかと思えます。審査官の理解している内容が出願人に的確に伝えられることも審査官に期待されていることであることは、申し上げるまでもないことかと思えますが……。

5. おわりに

いつものことながら、まとまりのないものになってしまったと思いますし、テーマの趣旨に添わないものになってしまったのではないかと危惧していますが、私自身に対する自戒の念も込めてまとめさせて戴きました。

専門家には、「心、技、体」の充実が求められていますが、大切なことは、「心、技、体」のバランスの維持ではないかと思えます。そして何と言っても、一番重要なことは、「体」の充実であり、肉体型のみならず、精神面も含めた健康に充分留意することは、申し上げるまでもないことかと思えます。そのうえで、常に「心」（志）を高めつつ、「技」（制度・運用に対する正確な理解、専門分野における十分な知見）を磨いていくことが審査官に期待されているのではないかと思えます。

仕事を忘れられるような趣味、心置きなく語り合える庁内外の友人を持ち、メリハリのある生活（人生）を送ることも審査官（もちろん、大学の教員としての私にも）に求められていると思います。審査官に対する期待の重さに押し潰されることなく、期待の大きさを心の糧として頑張っただけで戴ければ幸いです。

Profile

熊谷 健一（くまがい けんいち）

通商産業省機械情報産業局、特許庁総務部工業所有権制度改正審議室、国際課多角的交渉対策室、通商産業省産業政策局等を経て、
平成6年4月 九州大学法学部助教授
平成14年7月 九州大学大学院法学研究院教授
京都大学大学院医学研究科客員教授